| 包括外部監査結果報告書記載内容 | | | 措　置　等　の　状　況 | 対　応 |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 第５　普通財産貸付事務に関する監査結果 | | | | |
| 【３】貸付普通財産の使用目的別検討  （意見）  ６．保育園 | | 同様に他の保育園敷地を目的とした貸付けについても減免取引から見直すべきと考える（意見番号21）。 | 島屋保育所敷地については、平成27年度末まで無償貸付契約を交わしているが、平成24年４月に貸付先である社会福祉法人島屋福祉会に対し、有償借受又は買取りを検討するよう依頼した。同法人では、無償貸付契約期間満了後の平成28年度以降については、有償借受又は買取りについて検討を行うこととなった。引き続き同法人に働きかけを行うとともに、検討結果を踏まえ対応する。 | 経過報告 |
| 東大阪春宮（行政財産）については、貸付先の東大阪市と減免の見直しに向け協議中である。 | 経過報告 |
| ７．高齢者向け施設 | | 高齢者向け施設については、３件すべて免除している。しかし、【１】１.に記載したとおり、平成18年２月の総務部長通知において府の事務事業との関連性があるもの等、貸付料減免の要件を厳格に適用することを求めており、高齢者向け施設であることをもって免除理由とすることは妥当とはいえない。有償貸付へ見直すべきである（意見番号22）。 | 特別養護老人ホーム富美ヶ丘荘の職員寮の用地及び建物については、平成21年７月以降、貸付先である社会福祉法人恩賜財団済生会と協議を行っているが、これまでの経過及び施設の収益から考え、有償化は困難であるため、返還も含め調整している。  今後も引き続き使用貸借の解消に向け同法人と協議を行う。 | 経過報告 |
| 【４】貸付普通財産の貸付先法人種類別検討（意見）  ２．地方公共団体 | | このように市に減額または免除により貸付けている場合においては、各々、かつては貸付け時の経緯はあったものの、現在の府の財政状況から鑑みて貸付料を徴収するよう交渉すべきである（意見番号23）。 | 富田林病院の建物については、建物を有償貸付とする場合は、富田林市に対する土地の賃借料を支払う必要がある。このため、建物の譲渡も視野に入れて、富田林市と調整している。 | 経過報告 |
| 元大阪府立勤労青少年会館（泉ヶ丘勤労者体育センター）敷地については、財産活用課と市長会との協議の結果、当該案件は第５類型の「個別協議」に類別されるとのことから、財産活用課及び堺市と協議の結果、３年更新した後、施設を廃止し、更地にして大阪府に返還するとのことで使用貸借契約を更新した。 | 措置 |
| ８．岸和田市保健衛生センター敷地  （３）意見  ①周辺地の有償貸付けの検討が必要 | | 有償貸付部分の土地貸付料については、平成20年度から減額率を低下させ５年後には正規の貸付料とする合意ができているが、（中略）まずは駐車場として利用している部分を有償貸付とすることが求められる。次に、テニスコート部分について、（中略）岸和田市にもその解決策を求め、府は岸和田市とともに土地の売却、有償貸付、その他有効利用を検討していくことが必要と考える（意見番号33）。 | 現行の有償貸付部分の土地貸付料については、平成24年度から減免をしない正規の貸付料としたところである。  その他の敷地については、同敷地内に泉州北部初期救急広域センターを建設する計画が持ち上がったため、いったん敷地の活用方針を保留としていたが、23年度末に当地での建設計画が白紙となったことから、有償貸付や売却の協議を再開した。  しかし、24年度に入り、市からメディカルセンターの耐震化や福祉センターの移転構想などがあるため、具体化するまでの間は敷地の売却をしないよう求められており、将来的には市への売却も考えられるため、当面は有償貸付に向けた協議を進める。 | 経過報告 |
| ９．島屋保育所敷地  （３）意見  ①貸付料の徴収を検討すべき | | 当該通知内容の変更に伴って、貸付料を免除する府の貸付方針も見直すべきである（意見番号34）。 | 社会福祉法人についても、他の法人と同様、貸付料減免措置の必要性、妥当性を点検し、適正な取扱いを行うこととしている。  現在の契約期間は、平成27年度末までであるが平成24年４月に貸付先である社会福祉法人島屋福祉会に対し有償借受又は買い取りを検討するよう依頼した。同法人では、無償貸付契約期間満了後の平成28年度以降については、有償借受又は買い取りについて検討を行うこととなった。引続き同法人に働きかけを行うとともに、検討結果を踏まえ対応する。 | 経過報告 |
| 10．泉南医療福祉センター敷地  （２）意見  ①介護保険施設（特別養護老人ホームほか）敷地使用部分は減免見直しが必要  ②病院の公的役割部分に対してその相当額の支援を行うことに向けた検討に着手すべき | | 今後は、他事業者との公平性の見地から介護保険施設の敷地として使用している部分の貸付料免除の見直しが必要である（意見番号36）。 | 平成24年７月に実施された委員監査の結果、『府民の視点及び府の財政状況を踏まえ、済生会に対する府の財政的支援等について、早急に見直しを図ること。』との意見が出されたことを受け、その視点にたち、済生会と調整している（意見番号36、37）。 | 経過報告 |
| 当該病院に対しても府が負担すべき公的部分の適正額はいくらかを明確にするように努め、その相当額の支援（補助金等）を行うことへ向けた検討が望まれる（意見番号37）。 |
| 17．大阪府港湾教育訓練センター  （２）意見  ①社会情勢の変化等に即応して、貸付料減免の見直しが必要 | | 府は、貸付先に「当該施設が貸付料免除施設には該当せず、適切な貸付料の負担が必要であること」の理解を求め、負担スキームを検討する必要がある（意見番号48）。 | 平成21年３月以降、貸付先である社団法人港湾教育訓練協会に対し、貸付料負担の協議を行っているが、同協会は、これ以上の負担は同協会の経営状況から難しいとして、合意に達していない。  平成24年度以降の貸付契約の更新に際しても協議を継続してきたが、同協会の財務状況に大きな変化はなく、負担は困難である実情に変わりがない旨の返答であった。  平成27年度の貸付契約更新に際し、同協会と改めて協議を行うとともに、今後も、財務状況を注視しながら、継続して働きかけを行う。 | 経過報告 |
| ③施設の売却を推進すべき | | 独立行政法人雇用・能力開発機構が全施設を管理・運営する方が、本来の役割分担に合致するとともに、施設運営及び管理の効率性や有効活用の観点から優れていると考える。よって、府は当該センター建物の持分を同機構に売却することも検討すべきと考える（意見番号50）。 | （独）雇用・能力開発機構の廃止に伴う国からの施設移管に係る意向調査において、譲り受けない理由として、港湾労働者の訓練は、本来、国の責務とされていることから、国の責任において、一元的に実施されるべきものであるとし、併せて、施設の府所有部分のあり方について、協議を求めたいと回答した。  平成24年８月、（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構(※)大阪職業訓練支援センターに大阪府持分の譲渡の意向を示した。  さらに、平成25年２月に同機構本部（千葉県千葉市）に赴き、改めて一元的な管理に向けた大阪府の考えを示したうえで、譲渡について申し入れを行った。  平成25年４月、再度、同機構大阪職業訓練支援センターに、一元的な管理に向けた大阪府の考えを示し、施設の府所有部分の譲渡について大阪府の意向を示した。  平成25年８月、厚生労働省に対し、同様の申し入れを行った。  上記のとおり、これまで、厚生労働省及び同機構に対し、当該センター建物の府所有部分についての売却・譲渡の申し入れを行い議論してきたところであり、同意見に対する一定の措置は講じてきた。  なお、国が同センターの地方移管を検討してきた経緯を踏まえると、同機構が売却ないし譲渡に応じる見込みは低い。  ※　（独）雇用・能力開発機構の業務は、平成23年10月に（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構へ承継された。 | 措置 |
| 第６　公有財産の有効活用に関する監査結果 | | | | |
| 【３】全般的検討  （意見）  ８．普通財産の未利用地・低利用地  （２）庁舎周辺整備用地  ②意見  （Ａ）「庁舎周辺整備用地」の早急な有効活用方針を確定すべき | 府庁舎の建て替え（または移転、土地活用）案のどの案においても、構想案対象外となっている用地については、資産維持コスト（草刈り費用等）を勘案しつつ、早期売却等の対策を検討すべきである（意見番号64）。 | | 当該土地については、府庁本館に入居している、りそな銀行に対し、本館耐震改修工事等期間中（平成29年１月末頃完了予定）の仮店舗として、平成26年２月５日付けで府有財産賃貸借契約（一時使用）を締結。同契約期間満了後は、別途、検討している府庁舎全体のあり方との整合を図りながら、処分を含む活用方策について検討を進める。 | 経過報告 |
| 【６】低・未利用行政財産の個別検討結果  １．砂川厚生福祉センター  （２）意見  ①総合的な土地利用計画が必要 | 今後、センター再編整備の進展に伴い、センターの必要敷地は減少し未利用の土地が増加していくことになる。その場合において、センター内の施設・運動場等の配置に加え、残された土地の利便性を考慮（例えば、利用しやすい形状にする、外部からのアクセスを考慮するなど）して、現在のセンター敷地全体の利用価値を高め、有効活用の方法を早急に検討することが望まれる（意見番号72）。 | | 教育委員会に貸与していた府立佐野支援学校の仮設校舎用地は平成25年５月に本校舎完成のため仮設校舎撤去のうえ敷地の返却を受けており、「こんごう寮」等他の寮の跡地等を含めた未利用の土地の確定作業を進めた。  確定された未利用地については、土地の地目や区域区分、残存建物の撤去等の問題があり、検討すべき課題が多く、関係機関に協力を得ながら検討を重ねているが、有効な活用方法を見いだせていない。  今後も引き続き関係機関に協力を仰ぎながら有効活用の方法を検討していくこととしている。 | 経過報告 |
| 10．都市計画道路泉州山手線用地  （２）意見  ②機会費用を認識の上、早期に事業化または事業化廃止へ取組むべき | 毎年、事業を行わずに未利用地を保有することにより、コストが発生することを十分に意識したうえで、早期事業化または、事業化廃止を決定すべきである（意見番号80）。 | | 長期未着手である道路の都市計画については、平成23年３月に見直しの基本方針を策定し、平成23年度から関係市町と協議を進めている。  なお、市町との協議が整い次第、都市計画の変更を行う予定としており、これに合わせて将来の事業化または廃止を決定する。 | 経過報告 |
| ③岸和田南海線  機会費用を認識の上、早期に事業化または事業化廃止へ取組むべき | 毎年、事業を行わずに未利用地を保有することにより、コストが発生することを十分に意識したうえで、早期事業化または、事業化廃止を決定すべきである（意見番号83）。 | | 長期未着手である道路の都市計画については、平成23年３月に見直しの基本方針を策定し、平成23年度から関係市町と協議を進めている。  なお、市町との協議が整い次第、都市計画の変更を行う予定としており、これに合わせて将来の事業化または廃止を決定する。 | 経過報告 |
| 17．阪南桃の木台（２）意見  ②当物件の利用計画を早急に再検討すべき | 補助金返還の問題はあるものの、戸建住宅建設への計画変更も含めて当物件の利用計画を早急に再検討する必要がある。  阪南スカイタウンの物件の分譲価格から概算すると、当物件全体の分譲価格は５億円程度になると思われる。（中略）このまま当物件を放置すれば、その間の維持管理費用1,000 千円のほか、金利相当額や固定資産税などの機会費用も毎年発生する。これらのコストも十分に加味して検討を行うべきである（意見番号93）。 | | 府の財政状況を踏まえ、事業の優先順位を検討した結果、現存する府営住宅の耐震化を優先するものであり、建設工事の着手時期については、現在、利用計画の代替案と並行して検討中である。 | 経過報告 |